

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ
○オオウスバカゲロウ保全回復事業計画の決定 (自然環境保全課)	219	
○ミズスマシ保全回復事業計画の決定 ()	220	
○イソコモリグモ保全回復事業計画の決定 ()		
○ハリミズゴケ保全回復事業計画の決定 ()		
○ギフチョウ(網野町個体群)保全回復事業計画の決定 ()	221	
○ギフチョウ(大原野個体群)保全回復事業計画の決定 ()		
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要 (山城北保健所)		
○国民健康保険組合の規約の変更認可 (医療保険政策課)	223	
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害者支援課)	224	
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止 ()	225	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 ()		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 ()	227	
○特定農業用ため池の指定 (南丹広域振興局)	228	
○農業基盤整備事業関係補助金交付要綱の一部改正 (農村振興課)	229	
○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量 (水産課)	236	

○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	237
○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局)	
○基本測量の実施 (用地課)	
○公共測量の実施 ()	
○公共測量の終了 ()	238
○重要開発調整池の設置の完了 (南丹土木事務所、中丹西土木事務所)	239
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の変更 (住宅課)	

公 告

○幼稚園の廃止認可 (文教課)	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	
○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課)	241
○土地改良区役員の退任届 ()	242
○土地改良区の定款変更の認可 (山城広域振興局)	
○府営土地改良事業計画の決定 (南丹広域振興局)	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 ()	
○道路の指定 (山城北土木事務所)	244
○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	
○建築士の免許の取消し (建築指導課)	
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、山城南土木事務所、中丹東土木事務所)	

府 議 会

○府議会定例会の開閉	245
○意見書	

選挙管理委員会

○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示の一部改正	
---	--

告 示

京都府告示第164号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成19年京都府条例第51号)第31条第1項の規定により定めたオオウスバカゲロウ保全回復事業計画の概要

は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 計画の名称
オオウスバカゲロウ保全回復事業計画

2 計画の概要

(1) 事業の目標

府内において絶滅の危機にひんしているオオウスバカゲロウについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

(2) 事業の区域

京都府北部地域における本種の分布域

(3) 事業の内容

- ア 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積
- イ 地域における個体群の保護
- ウ 生息地における生息環境の維持及び改善
- エ 事業を効果的に推進するための方策



京都府告示第165号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたミズスマシ保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 計画の名称

ミズスマシ保全回復事業計画

2 計画の概要

(1) 事業の目標

府内において絶滅の危機にひんしているミズスマシについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

(2) 事業の区域

京都府における本種の分布域

(3) 事業の内容

- ア 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積
- イ 地域における個体群の保護
- ウ 生息地における生息環境の維持及び改善
- エ 事業を効果的に推進するための方策



京都府告示第166号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定に

より定めたイソコモリグモ保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 計画の名称

イソコモリグモ保全回復事業計画

2 計画の概要

(1) 事業の目標

府内において絶滅の危機にひんしているイソコモリグモについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

(2) 事業の区域

京都府北部地域における本種の分布域

(3) 事業の内容

- ア 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積
- イ 地域における個体群の保護
- ウ 生息地における生息環境の維持及び改善
- エ 事業を効果的に推進するための方策



京都府告示第167号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたハリミズゴケ保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 計画の名称

ハリミズゴケ保全回復事業計画

2 計画の概要

(1) 事業の目標

府内において絶滅の危機にひんしているハリミズゴケについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

(2) 事業の区域

京都市深泥池における本種の分布域

(3) 事業の内容

- ア 生育状況等の把握及び生態等に関する知見の集積
- イ 地域における個体群の保護

ウ 生育地における生育環境の維持及び改善
エ 事業を効果的に推進するための方策

オ 事業を効果的に推進するための方策

京都府告示第168号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたギフチョウ（網野町個体群）保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 計画の名称
ギフチョウ（網野町個体群）保全回復事業計画
- 2 計画の概要
 - (1) 事業の目標
府内において絶滅の危機にひんしているギフチョウ（網野町個体群）について、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。
 - (2) 事業の区域
京丹後市網野町における本地域個体群の分布域及び生息域外保全を行う区域
 - (3) 事業の内容
 - ア 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積
 - イ 地域における個体群の保護
 - ウ 生息地における生息環境の維持及び改善
 - エ 生息域外保全及び野生復帰の実施

京都府告示第169号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたギフチョウ（大原野個体群）保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 計画の名称
ギフチョウ（大原野個体群）保全回復事業計画
- 2 計画の概要
 - (1) 事業の目標
府内において絶滅の危機にひんしているギフチョウ（大原野個体群）について、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。
 - (2) 事業の区域
京都市西京区における本地域個体群の分布域及び生息域外保全を行う区域
 - (3) 事業の内容
 - ア 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積
 - イ 地域における個体群の保護
 - ウ 生息地における生息環境の維持及び改善
 - エ 生息域外保全及び野生復帰の実施
 - オ 事業を効果的に推進するための方策

京都府告示第170号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - 名 称 宇治市
 - 住 所 宇治市宇治琵琶33

代表者 宇治市長 松村 淳子

(2) 事業場の名称及び所在地

名 称 宇治市宇治浄水場

所在地 宇治市五ヶ庄高車1-2、尼ヶ塚1-2ほか

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第64号の2ロに掲げる水道施設のうちろ過施設6基

イ 能力

22,550立方メートル／日

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日から6箇月を経過した日

使用開始予定年月日 完成の日の翌日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

オ 使用の季節的変動

夏季処理水量最大

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

イ 設置年月日

昭和55年8月

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

夏季処理水量最大

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表3のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和6年4月5日から令和6年4月26日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、宇治市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表1

区 分		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚水等 の 量
		pH	BOD	COD	浮遊 物質 量	窒素	りん 磷	
ろ過施設	通 常	6.8	mg/L 0.3	mg/L 1.0	mg/L 4	mg/L 1.1	mg/L 0.2	m ³ /日 2152.8
	最 大	7.4~6.6	1.0	3.5	6	1.3	0.2	2152.8

別表2

種 類	構 造	能 力	処理の方法
濃縮施設	鉄筋コンクリート造	679.0 m ³ /日	自然沈降
乾燥施設	〃	28.2 m ³ /日	天日乾燥

別表3

区 分		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚水等 の 量
			pH	BOD mg/L	COD mg/L	浮 遊 物質量 mg/L	窒 素 mg/L	りん 磷 mg/L	
濃 縮 施 設	通 常	処理前	6.8	0.3	4.0	5,495	1.0	0.2	15
		処理後	6.8	0.2	1.5	90	0.6	0.2	10
	最 大	処理前	6.6~7.4	1.0	8.0	8,435	1.2	0.2	15
		処理後	6.6~7.4	0.6	5.0	140	0.7	0.2	10
乾 燥 施 設	通 常	処理前							5
		処理後							0
	最 大	処理前							5
		処理後							0

京都府告示第171号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都府薬剤師国民健康保険組合の規約の変更を令和6年3月14日認可した。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。
兵庫県川西市
兵庫県明石市

京都府告示第172号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社コペル	児童発達支援	コペルプラス木津教室	木津川市州見台八丁目5の12 州見台8丁目テナント1階	令 5. 7. 1
合同会社jam	〃	放課後等デイサービスjam	乙訓郡大山崎町字大山崎小字藤井畑5の1	〃
株式会社コペル	放課後等デイサービス	コペルプラス松井山手教室	京田辺市山手南一丁目3の4 大東松井山手ビル102号室	5. 8. 1
合同会社ミライズ	〃	放課後等デイサービスピノッキオツアー	宇治市槇島町落合9の3、9の7	〃
株式会社真誠	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス羽ばたき	木津川市城山台10丁目15の6	5. 8. 10
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
社会福祉法人宇治東福祉会	〃	放課後等デイサービスすぶらうと	宇治市小倉町山際16	5. 8. 25
株式会社Transform	児童発達支援	Reo.n	木津川市州見台5の21の2	5. 9. 1
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社ラビアニーナ	児童発達支援	運動療育型児童デイスーパーキッズ宮ノ内校	木津川市木津宮ノ内10の2	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社ARAKAWA	児童発達支援	COCORO	南丹市園部町横田2の88 マリッチ横田102・103	5.10. 1
株式会社KMT	放課後等デイサービス	CONNECT TOMO	相楽郡精華町大字祝園小字砂子田8の2の201	5.11. 1
合同会社エンジョイリズム	児童発達支援	児童発達支援エンジョイリズム	宇治市羽拍子町66	〃
PROVERB株式会社	放課後等デイサービス	c o c o r o 宇治小倉教室	〃 小倉町南堀池110の51	5.12. 1
株式会社akarito	〃	放課後等デイサービスラナンポノ	向日市寺戸町大牧14の27	〃
株式会社コンソナンス	児童発達支援	ウィズ	木津川市木津清水17の1	6. 1. 1
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
特定非営利活動法人ホップすてーしょん	〃	学びの広場じゃんぶ	向日市上植野町藪ノ下6の1	6. 2. 1



京都府告示第173号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり、指定障害児通所支援事業者から廃止の届出があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ホップすてーしょん	放課後等デイサービス	クリーク向日町	向日市上植野町藪ノ下6の1	令 5. 8. 31
一般社団法人クリーク	〃	あゆみの広場いっぼ	〃 鶏冠井町稲葉25の17	6. 1. 31



京都府告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人同胞会	短期入所	社会福祉法人同胞会ショートステイP o n o プラス	宇治市小倉町西山44の1	令 5. 7. 1
ソーシャルインクルー株式会社	〃	短期入所木津川山城町	木津川市山城町椿井西垣内5	〃
一般社団法人HOPE	共同生活援助	グループホームKOMOREBI	綾部市神宮寺町筋違畑2の1	〃
ソーシャルインクルー株式会社	〃	ソーシャルインクルーホーム木津川山城町	木津川市山城町椿井西垣内5	〃
株式会社ギフトドホールディングス	生活介護	生活介護らぶらす	乙訓郡大山崎町大山崎茶屋前36の2 ミキビル1階	5. 8. 1
株式会社アップサイクル・ジャパン	行動援護	ケアサポートレジリエンスプラス	宇治市大久保町久保23の16の101号	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	居宅介護	〃	〃	〃
一般社団法人APDO	〃	居宅介護支援事業所ひかり	城陽市市辺南垣内2の39	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
合同会社クレイン	居宅介護	ヘルパーステーションクレイン	京田辺市三山木西ノ河原57の3 207	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃

株式会社アップウィズ	居宅介護	あっぷらいぶリーケアサービス	京田辺市松井ヶ丘1の2の6	5. 8. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
楽康合同会社	居宅介護	楽康介護サービス	京丹後市峰山町荒山146の11	〃
株式会社MAISON	共同生活援助	NOIE	宇治市木幡南山52の36	〃
株式会社カネ伸	〃	グループホームすずらの郷	相楽郡精華町南稲八妻尻谷132	〃
社会福祉法人丹後大宮福祉会	〃	共同生活援助事業所かけはし	京丹後市大宮町奥大野369の3	5. 8. 21
合同会社アライズ	居宅介護	あくていぶらいふ	京田辺市三山木北垣内3の2 Ven ntriclesKITAGEN 102号室	5. 8. 31
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
株式会社たくみ	居宅介護	ヘルパーステーションスイートeye	宇治市木幡中村24 メゾントワ505 号室	5. 9. 1
〃	行動援護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
医療法人こう内科クリニック	居宅介護	訪問介護ステーションきさと	宇治市木幡中村15の63	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社真なび	行動援護	ケアサポートまもり	京田辺市草内禅定寺18の32	5. 10. 5
株式会社アグネーゼ	居宅介護	訪問介護空木幡店	宇治市木幡内畑34の11 ハイショッ プビル102号室	5. 11. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社エムテック	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所エムテック	宇治市菟道西集上り23の5 カーブ ラザフジタビル2F	〃
合同会社En	〃	就労継続支援B型En	八幡市八幡植松23	〃
株式会社リベルケア	居宅介護	訪問介護リベル京都南	〃 八幡月夜田79の3 ホスピス 対応型住宅リベル京都南111、112号 室	〃
株式会社ADVANCE FREE	〃	訪問介護和京田辺	京田辺市大住関屋31の4 喜多源第 一マンション3の21	5. 11. 15
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
特定非営利活動法人ブ ライトサイド	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所ブライトサイ ド	亀岡市畑野町千ヶ畑高橋3の136	5. 11. 21
株式会社アグネーゼ	居宅介護	訪問介護空伊勢田店	宇治市羽拍子町76の19 ダイカイク ラザ2のD	5. 12. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
社会福祉法人福知山学 園	短期入所	すまい・る	福知山市三和町千東方ヶ谷66の60	〃

一般社団法人暮らしラ ンプ	生活介護	s p a r k l e	乙訓郡大山崎町下植野代理分1の1 エクセル山崎1のA	6. 1. 1
株式会社M y n d	居宅介護	訪問介護事業所すずらん	宇治市宇治蔭山27の1 アベニュー 中路105号室	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社ぎばさん	就労定着支援	ワークスタジオ亀岡	亀岡市古世町西内坪9の3	〃
社会福祉法人北星会	短期入所	天橋の郷共生型短期入所事業所	宮津市字獅子190の4	〃
一般社団法人リアント レッド	生活介護	リアントレッド長岡京	長岡京市今里川原39の17	〃
株式会社今嘉	居宅介護	シトラスケアサービス	木津川市木津池田112の18	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
合同会社E n	共同生活援助	グループホームE n	八幡市八幡植松23	〃
翔陽株式会社	〃	グループホーム翔	宇治市宇治蔭山88の8	6. 1. 15
株式会社京W o r k	就労継続支援 (A 型)	京W o r k 園部	南丹市園部町内林町4の16	6. 1. 25
合同会社H i l l V i l l a g e	居宅介護	ライフサポートセンターピクシス	宇治市大久保町旦椋13の8 さつき マンション3号室	6. 2. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
株式会社G U S S	居宅介護	ファインケア宇治	宇治市菟道門前27の1 サンベルナ ール271 203号	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社L i f e y o u t h	居宅介護	らいふ長岡天神	長岡京市奥海印寺岡本3の9	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社ワンズロード	共同生活援助	グループホームワンズロード舞鶴	舞鶴市大波下小字滝ヶ浦202の31	〃
株式会社サンアップ	〃	サンアップホーム城の里	長岡京市城の里20の6	6. 2. 15



京都府告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり、指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人福知山市社会福祉協議会	同行援護	社会福祉法人福知山市社会福祉協議会三和支所障害者支援事業所	福知山市三和町千束515	令 5. 7. 1
〃	〃	社会福祉法人福知山市社会福祉協議会夜久野支所障害者支援事業所	〃 夜久野町平野1030	〃
有限会社訪問介護ひだまり	重度訪問介護	ヘルパーステーション赤い糸	宇治市大久保町上ノ山18の9	5. 7. 31
〃	居宅介護	〃	〃	〃
医療法人社団石錠会	重度訪問介護	医療法人社団石錠会訪問介護センターやすらぎ	京田辺市三山木中央三丁目3の5	5. 8. 31
一般財団法人長岡記念財団	就労移行支援	就労支援センターカメラア就労移行支援部門ピオニー	長岡京市友岡4丁目18の1（ダイケア棟2階）	5. 9. 30
〃	就労定着支援	〃	〃 〃 18の1	〃
株式会社カインドライフ	重度訪問介護	ケアセンターカインド木津川	木津川市城山台1丁目28の1 シニアライフ木津川内	5. 10. 31
〃	居宅介護	〃	〃	〃
株式会社アイ	重度訪問介護	訪問介護サポートセンター竹泉	長岡京市滝ノ町一丁目3の5	5. 11. 30
〃	居宅介護	〃	〃	〃
株式会社ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンター宇治	宇治市宇治壺番134の1 宇治荒川ビル1F	5. 12. 26
株式会社カネ伸	共同生活援助	グループホームすずらんの郷	相楽郡精華町南稲八妻尻谷132	6. 2. 26
株式会社ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンター京田辺	京田辺市興戸北落延44の1	6. 2. 29



京都府告示第176号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
うず薬池	亀岡市東別院町小泉野手27	令和6年4月5日



京都府告示第177号

農業基盤整備事業関係補助金交付要綱（昭和42年京都府告示第11号）の一部を次のように改正し、令和6年度分の補助金から適用する。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第1第1項中「および当該」を「及び当該」に、「およびこの要綱」を「及びこの告示」に改める。

第3中「第5条」を「第5条第1項」に、「別表の1一般農業基盤整備事業の表区分欄5」を「別表の1一般農業基盤整備事業の表区分欄3」に、「別記第1号の2様式又は別記第1号の3様式」を「別記第1号の2様式、別記第1号の3様式又は別記第1号の4様式」に、「別記第1号の4様式」を「別記第1号の5様式」に改める。

第4第2項中「別表の1一般農業基盤整備事業の表区分欄3」を「別表の1一般農業基盤整備事業の表区分欄1」に、「同表区分欄6」を「同表区分欄3」に改める。

第6中「別表の1一般農業基盤整備事業の表区分欄6」を「別表の1一般農業基盤整備事業の表区分欄3」に、「別記第1号の2様式又は別記第1号の3様式」を「別記第1号の2様式、別記第1号の3様式又は別記第1号の4様式」に、「別記第1号の4様式」を「別記第1号の5様式」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

別表（第2関係）

1 一般農業基盤整備事業

区分	経費	補助事業の種別	補助額又は補助率	補助基準
1	団体営調査設計事業に要する経費	団体営調査設計事業〔調査設計〕	10分の6以内	団体営調査設計事業実施要綱（昭和46年6月25日付け46農地D第367号農林事務次官通達）に掲げる補助基準
		〔農村総合整備推進事業〕	10分の10以内	
2	土地改良施設管理事業に要する経費	土地改良施設修繕保全事業	3分の2以内	土地改良施設修繕保全事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改A第401号農林水産事務次官通達）及び土地改良施設修繕保全事業実施要領（昭和61年4月4日付け61構改A第402号構造改善局長通達）に掲げる補助基準
3	土地改良施設維持管理適正化事業に要する経費	土地改良施設維持管理適正化事業〔整備補修事業〕	土地改良施設維持管理適正化事業の資金造成のため、京都府土地改良事業団体連合会が全国土地改良事業団体連合会へ拠出する拠出金の2分の1以内。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業の実施に要する経費の10分の3（統合整備連携対策事業にあつては、3分の1）以内とする。	実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号構造改善局長通達）に掲げる補助基準
		〔防災減災機能等強化事業〕	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官通達。以下この項において「実施要綱」という。）第2の2の事業にあつては、10分の2以内	
4	農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費	長寿命化対策事業	1 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第	交付要綱、実施要綱及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3

			<p>2711号農林水産事務次官依命通知。以下この項において「実施要綱」という。)の別表の1の(1)のアの事業を実施するものにあつては、10分の5.5(次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6)以内</p> <p>(1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村(以下「振興山村」という。)</p> <p>(2) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された地域(以下「半島振興地域」という。)</p> <p>(3) 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条の過疎地域(以下「過疎地域」という。)</p> <p>(4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域(以下「特定農山村」という。)</p> <p>(5) 急傾斜畑地帯(受益地内の平均斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。))をいう。以下「急傾斜畑地帯」という。)</p> <p>(6) 指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項に規定する指定棚田地域(以下「指定棚田」という。))</p> <p>2 実施要綱の別表の1の(1)のイからオまでの事業を実施するものにあつては、1の規定にかかわらず、定額(農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱(平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知。以下この項において「交付要綱」という。)の別表に定める額を上限とする。)</p>	<p>月30日付け29農振第2712号農村振興局長通知)に掲げる補助基準</p>
5	土地改良施設突発事故復旧事業に要する経費	土地改良施設突発事故復旧事業	土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知。以下この項において「実施要綱」という。)の第	実施要綱及び土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2309号農村振興局長通知)に掲げる補助基準

			<p>4の事業にあつては、10分の7.1（次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の7.6）以内</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田 	
6	<p>農業競争力強化農地整備事業に要する経費</p>	<p>1 実施計画策定事業</p> <p>2 経営体育成促進換地等調整事業</p>	<p>1 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農村振興局長及び畜産局長連名通知。以下この項において「実施要領」という。）の別紙2の第2の1の事業にあつては、10分の7（次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の7.5）以内</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田 <p>2 実施要領の別紙2の第2の1の事業であつて、水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下同じ。）又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地域で行うものにあつては、1の規定にかかわらず、定額。ただし、最長4年間で、経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。</p> <p>1 実施要領の別紙2の第2の2の事業にあつては、10分の7（次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の7.5）以内</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 	<p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、実施要領及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日6構改B第637号構造改善局長通知）に掲げる補助基準</p>

			<p>(6) 指定棚田</p> <p>2 実施要領別紙2の第2の2の事業であつて、水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画の策定地域で行うものにあつては、1の規定にかかわらず、定額。ただし、最長4年間で、実施計画策定事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。</p>	
7	農地耕作条件改善事業に要する経費	農地耕作条件改善事業	<p>1 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下この項において「実施要綱」という。）別表区分1の事業を実施するものにあつては、定額（農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長及び農産局長連名通知。以下この項において「実施要領」という。）の別表1に定める額を上限とする。）</p> <p>2 実施要綱の別表の区分2の(1)、(2)、(5)又は(8)の事業を実施するものにあつては、10分の5.5以内</p> <p>3 実施要綱の別表の区分2の(3)、(4)、(6)又は(7)の事業を実施するものにあつては、10分の6.5以内</p> <p>4 2又は3に掲げる事業であつて、次に該当する地域において実施するものにあつては、それぞれ2又は3に規定する補助率に10分の0.5を加算して算出した補助率</p> <p>(1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田</p>	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）、実施要綱及び実施要領に掲げる補助基準
8	農地中間管理機構関連農地整備事業に要する経費	1 実施計画等策定事業	<p>1 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農村振興局長通知。以下この項において「実施要領」という。）の別紙2の第2の1の事業にあつては、10分の8.25以内</p> <p>2 実施要領の別紙2の第2の1の事業であつて、水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画の策定地域で行うものにあつては、1の規定にかかわらず、定額。ただし、</p>	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）、実施要領及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日6構改B第637号構改改善局長通知）に掲げる補助基準

		2 経営体育成促進 換地等調整事業	<p>最長4年間で、経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。</p> <p>1 実施要領の別紙2の第2の2の事業を実施するものにあつては、10分の8.25以内</p> <p>2 実施要領の別紙2の第2の2の事業であつて、水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画の策定地域で行うものにあつては、1の規定にかかわらず、定額。ただし、最長4年間で、実施計画策定事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。</p>	
9	農村整備事業に要する経費	<p>1 農道・集落道整備事業</p> <p>2 計画実施策定等事業</p>	<p>農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号農村振興局長通知。以下この項において「実施要領」という。）の別紙2の第2の事業にあつては、10分の5.5（第2の1又は2に掲げる事業であつて、次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6）以内</p> <p>(1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田</p> <p>実施要領の別紙6の第1の事業にあつては、定額</p>	<p>農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知。以下この項において「実施要綱」という。）及び実施要領に掲げる補助基準</p>
10	農山漁村地域整備交付金に要する経費	<p>1 農地整備事業 (1) 通作条件整備事業</p> <p>2 水利施設等整備事業 (1) 基幹水利施設保全事業 (2) 地域農業水利施設保全事業</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知。以下この項において「実施要領」という。）の別紙1-1の運用1の第2の3の事業にあつては、10分の5.5（次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6）以内</p> <p>(1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田</p> <p>実施要領の別紙2の運用1の第1の6又は7の事業を実施するものにあつては、10分の6.4（次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6.9）以内</p> <p>(1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通達）及び実施要領に掲げる補助基準</p>

		3 地域用水環境整備事業 (1) 地域用水環境整備事業 (2) 歴史的施設保全事業	(4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田 実施要領の別紙2の運用5の第1の1又は2の事業を実施するものにあつては、10分の6.4(次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6.9)以内 (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田	
--	--	---	--	--

別表の2の表中「平成29年度までに補助事業として採択された、」を削り、「1箇所につき1,000万円以内」を「定額」に、

		6 調査計画事業	10分の7.5以内。ただし、平成30年度までに補助事業として採択されたものにあつては、10分の10以内	を
--	--	----------	---	---

		6 調査計画事業	10分の7.5以内。ただし、令和7年度までに補助事業として採択されたものにあつては、定額	
		7 防災重点農業用ため池緊急整備事業 (1) 実施計画策定等事業 (2) その他の事業	定額 10分の7.5以内	

2	農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費	1 防災減災対策事業 2 ため池の保全・避難対策事業	1 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知。以下この項において「実施要領」という。)の別表の2の(1)のアからケまで又は(2)の事業にあつては、10分の7.5以内 2 実施要領の別表の2の(1)のコからシまで又は(3)の事業にあつては、定額。ただし、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要領(平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知。以下この項において「交付要領」という。)の別表に定める額を上限とする。 実施要領の別表の3の事業にあつては、定額(交付要領の別表に定める額を上限とする。)	交付要領、実施要領及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2712号農村振興局長通知)に掲げる補助基準 に、同表の備考
---	------------------------	-----------------------------------	---	--

中「種別欄に掲げる1から5までの事業(1の(1)の事業を除く)」を「区分1の事業(区分1の1の(1)、6及び7の(1)の事業を除く。)及び区分2の事業(区分2の1の1に限る)」に改め、別表の3の表3の項中「災害に係る」を「災害又は農林水産省農村振興局長が特に適当と認める災害に該当する」に、「が、農林水産省構造改善局長」を「が、農林水

産省農村振興局長」に、
 「(3) 事業主体が補助を受けることとなる補助金の合計額が、事業主体ごとに農林水産省構造改善局長が別に定める金額以上となるもの」
 を
 「(3) 事業主体が補助を受けることとなる補助金の合計額が、事業主体ごとに農林水産省農村振興局長が別に定める金額以上となるもの
 (4) その他農林水産省農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当するもの」
 に改める。

別記第1号の4様式を別記第1号の5様式とし、別記第1号の3様式の次に次の1様式を加える。

第1号の4様式（第3、第6関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

住 所
申請者 名称及び代表者名

土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付申請書（又は実績報告書）（防災減災機能等強化事業）

年度において、土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）を実施したい（した）ので、農業基盤整備事業関係補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり補助金 円の交付を申請します。（報告します。）
 （なお、併せて精算額 円の交付を申請します。）

記

- 1 事業の内容及び経費区分 別紙のとおり（様式(1)）
- 2 収支予算（決算）書 別紙のとおり（様式(2)）
- 3 事業資金拠出計画（実績）書 別紙のとおり（様式(3)）

様式(1)

事業の内容及び経費区分

年度加入（期生）土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）年度別実施状況・実施計画

団体名	関係市町村名	加入施設		整備補修の内容		左の事業の年度別事業費・実施計画					
		施設名	数量	内容	金額						計
					千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計											

様式(2)

収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予算（決算）額	摘 要
府 補 助 金		
改良区等拠出金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算（決算）額	摘 要
連合会拠出金		
計		

様式(3)

年度土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）資金拠出計画（実績）書

資金拠出金	内 訳
円	円
	事業費 利息
計	



京都府告示第178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和6年3月22日に定めた。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	18.5 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	21.5 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.2 t
	留保	1.3 t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準



京都府告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
京丹後市久美浜町金谷小字茶円ケ谷512から514まで、514の1、517、543、543の1、544から548まで、548の1、549から551まで、552の乙、小字トクラ坂521の1、522から537まで、540から542まで、小字西谷10050、10050の1、10051、10051の1、10052、10052の1から10052の3まで、10052の3の1、10053の1、10053の2、10054、10054の1、10054の2、10055、10055の1、10055の2、10055の4から10055の7まで、10056、10056の1、10056の3から10056の5まで、10057の1、10058、10058の1、10059の1、10059の2、10060、10060の1、10060の2、10063、10063の1から10063の3まで、10064、10065、10065の1から10065の6まで、10066の1、10066の2、10067、10067の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字トクラ坂542・小字西谷10054・10054の1・10054の2・10055の2・10055の4（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所
木津川市加茂町大野御藪1の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、木津川市役所においてその図面を閲覧することができる。）

京都府告示第181号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都府全域
- 2 測量の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 測量の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

京都府告示第182号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
木津川市山城町平尾（畑、墓ノ谷、坊ノ山、北萩ノ谷、南萩ノ谷、腰越及び萩ノ谷）、神童子（北原、菖蒲谷、芳野谷、重谷及び雪峠）、椿井（大谷、宮城谷、田護平、切ヶ敷、田護、天敷堂及び度々見）及び上狛

(金村、小杉谷、袋谷、清盛山、平ノ畑、上勝山、奥勝山、口勝山、高麗寺、溝口及び森ノ前)

2 測量の期間

令和6年2月26日から令和6年9月30日まで

3 測量の種類

公共測量 (UAVレーザ測量及び数値地形図作成)



京都府告示第183号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和4年京都府告示第597号)が令和6年3月18日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線建設局長から通知があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市、向日市及び南丹市



京都府告示第184号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和5年京都府告示第442号)が令和6年2月19日終了した旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市北区上賀茂及び西賀茂地内、左京区岩倉、上高野及び静市地内、山科区勧修寺及び小野地内、南区久世地内、西京区川島、大原野及び大枝地内並びに伏見区小栗栖、石田、醍醐及び日野地内



京都府告示第185号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和5年京都府告示第463号)が令和6年2月29日

終了した旨測量計画機関の長である防衛省近畿中部防衛局長から通知があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

綾部市上杉町上雉路地内



京都府告示第186号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和5年京都府告示第500号)が令和6年3月18日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線建設局長から通知があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市、向日市、八幡市及び京田辺市



京都府告示第187号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和5年京都府告示第633号)が令和6年3月18日終了した旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

福知山市字正明寺、字市寺、字室、字荒木、字篠尾、字天田、夕陽が丘、広峯町、旭が丘、駅南町一丁目及び二丁目、駅前町、東羽合町、字裏ノ、字岡ノ、字堀、字土師、土師宮町一丁目、字猪崎、字内記、字呉服、字東長、字西長、字上新、字京並びに字鍛冶



京都府告示第188号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和5年京都府告示第637号）が令和6年3月5日終了した旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和6年4月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
福知山市大江町尾藤地内



京都府告示第189号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20号第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和6年4月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 重要開発調整池の所在地
 亀岡市西別院犬甘野泥ヶ淵3ほか12筆
- (2) 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 株式会社大起環境
 代表取締役 車 千根
 大阪市中央区島之内一丁目21番地23号 大起興産長堀ビル7階
- 2(1) 重要開発調整池の所在地
 福知山市長田野町2丁目51番地4ほか3筆
- (2) 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 福知山ロジスティクス特定目的会社
 取締役 三品 貴仙
 東京都中央区日本橋1丁目4番1号



京都府告示第190号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人から

変更の届出があった。

令和6年4月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	住所	支援業務を行う事務所の所在地	変更年月日
新 株式会社フラットエージェンシー	京都市北区紫野西御所田町9の1	京都市北区紫野西御所田町9の1 〃 左京区下鴨高木町5の1	令 5.10.6
旧 株式会社フラット・エージェンシー		ク レール下鴨1F 〃 北区紫野西御所田町16の2 タマリバ2F	

公 告

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、次のとおり幼稚園の廃止を令和6年3月31日認可した。

令和6年4月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	位 置	設 置 者	廃 止 年 月 日
高倉幼稚園	京都市下京区高倉通六条上る富屋町39	宗教法人真宗大谷派	令 6.3.31



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年4月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品
 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 代表取締役 横山 英昭
 イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドラッグコスモス松花堂店
 八幡市盛戸90番ほか
 ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野 正晃	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山 英昭	令 3. 8. 24 ほか	設置者の住所及び代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野 正晃	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山 英昭		小売業を行う者の住所及び代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和6年3月5日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和6年4月5日から令和6年8月5日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (ア) 大和リース株式会社
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
代表取締役 北 哲弥
 - (イ) 株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
BRANCH松井山手・ドラッグコスモス松井山手店
京田辺市山手中央3番1
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗の名称	BRANCH松井山手・コスモスドラッグ松井山手店	BRANCH松井山手・ドラッグコスモス松井山手店	平 30. 12. 14	店舗名称の変更のため
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北 哲弥 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 代表取締役 横山 英昭	大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北 哲弥 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山 英昭	令 5. 9. 1	設置者の住所の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 代表取締役 横山 英昭 ほか5業者	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山 英昭 ほか5業者		小売業を行う者の住所の変更のため

- (2) 届出年月日
令和6年3月5日
 - (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
 - (4) 縦覧期間
令和6年4月5日から令和6年8月5日まで
 - (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課
- 3(1) 届出事項の概要
- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
オリックス株式会社
東京都港区浜松町二丁目4番1号
取締役兼代表執行役 井上 亮
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス兜台店
木津川市兜台六丁目3番1
 - ウ 変更の内容

変更した項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一 福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野 正晃	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山 英昭	令 3. 8. 24 ほか	小売業を行う者の住所及び代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和6年3月5日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和6年4月5日から令和6年8月5日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

4(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス城山台店
木津川市城山台13丁目25番1ほか
- ウ 変更の内容

変更した項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一 福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野 正晃	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山 英昭	令 3. 8. 24 ほか	設置者の住所及び代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一 福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野 正晃	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山 英昭		小売業を行う者の住所及び代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和6年3月5日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和6年4月5日から令和6年8月5日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



美豆土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年4月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市伏見区淀美豆町402	樋 口 雅 一
〃 〃 〃 920	辻 雄 司
〃 〃 〃 593	西 川 尊 士
〃 〃 〃 154	村 田 定 弘
〃 〃 〃 914	伴 隆 弘
西宮市段上町2丁目10の18の205	吉 岡 重 治

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市伏見区淀美豆町517	久保田 常 夫
〃 〃 〃 912	伴 文 雄
〃 〃 〃 595	南 宣 伊

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市伏見区淀美豆町914	伴 喜 隆
〃 〃 〃 1009	伴 繁 成

京都市伏見区淀美豆町925	小 澤 忠 司
〃 〃 〃 402	樋 口 雅 一
〃 〃 〃 920	辻 雄 司
〃 〃 〃 593	西 川 尊 士

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市伏見区淀美豆町154	村 田 定 弘
〃 〃 〃 517	久保田 常 夫

京都市洛南土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員(理事)

住 所	氏 名
京都市伏見区竹田中内畑町6	長 束 利 秋

2 退任役員(理事)

住 所	氏 名
京都市伏見区竹田内畑町262	奥 川 道 夫

長法寺土地改良区の役員の退任に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

退任役員(理事)

住 所	氏 名
長岡京市長法寺北畠3の1	山 下 敏 明

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、普賢寺土地改良区の定款の変更を令和6年3月22日認可した。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、巨椋池土地改良区の定款の変更を令和6年3月28日認可した。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により府営土地改良事業(神地地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該土地改良事業計画について異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 縦覧に供する書類の名称
府営土地改良事業(神地地区)計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和6年4月5日から令和6年4月25日まで
- 3 縦覧の場所
京都府南丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、亀岡市役所産業観光部農地整備課において関係書類を閲覧することができる。

京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社京都環境開発
代表取締役 杉本 慎太郎
京都市中京区二条通寺町東入榎木町91番地2 二条スカイビル7階701号室
- 2 林地開発行為の目的
事業場の設置（残土処分場）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
亀岡市葺田野町奥條長尾41番地54ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
12.8ヘクタール
- 5 期間
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の日から令和9年9月13日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	亀岡市葺田野町奥條地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の出口付近にタイヤ洗い場を設置する。万一、運搬車両により、道路を汚した場合は、散水車等で速やかに清掃する。
交通量の増加	〃	場内出入口から国道372号の交差点までの間の交通については、交通誘導員を配置する。また、車両の通行速度は時速20km以下とする。 通勤、通学時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、土砂運搬車両の出入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。土砂運搬車両の台数は1日当たり40台以下と想定しているが、搬入車両が重複した場合は、場内の待避場所待避する。

騒音の発生	開発区域の中心から半径500m以内の地域（次の図のとおり）	区域内の外周には自然森林を残し、緩衝帯を設ける（残置森林・造成森林）。 造成工事や残土埋立作業に伴う建設重機は、低騒音・低振動により施工する。 工事用車両及び運搬車両の運転手に、通行速度は時速20km以下を周知徹底する。
濁水の発生	亀岡市葺田野町奥條地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内下流部に沈砂池を設置し、場内の雨水排水はおおむね沈砂池に集め、土砂を沈下させて調整池へ排水する。 堆積した土砂を定期的に除去し、沈砂池の容量を確保する。 雨天時は作業を中止する。
河川水量の増加	〃	場内最下流部に調整池を設置し、沈砂池等から流入する雨水排水の流量を調整して下流水路河川へ放流する。 堆積した土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
亀岡市荒塚町1丁目4の1
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 株式会社京都環境開発
京都市中京区二条通寺町東入榎木町91番地2 二条スカイビル7階701号室

9 縦覧期間

令和6年4月5日（金）から令和6年5月7日（火）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和6年4月5日（金）から令和6年5月7日（火）まで
- (2) 提出先
〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4の1
京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
〔「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。〕

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定を次のとおり行った。
 なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木 事務所名	指定した道路の概要			
			位 置	延 長	幅 員	事業計画
6山北土 建第410 号	令 6. 3. 27	京都府山 城北土木 事務所	八幡市橋本焼野1の1、1の3、1の4、2の3、2の5、2の9、2の10、3の4、3の6、3の13から3の16まで、4の1、4の5、4の6、7の11の一部、7の19の一部、7の21から7の24まで、14の3、1の1の先、1の3の先、1の4の先、3の4の先、7の19の先、7の24の先、堂ヶ原2の7の一部、2の8、3の5、3の6、1の先、1の1の先、2の1の先、2の2の先、2の5の先、2の7の先、2の8の先、3の5の先、3の6の先、36の先、37・38の先、39の先、40の1の先、40の2の先、42の3の先、88の2の先、88の3の先、中ノ町36の1、36の2の一部、36の3の一部、36の4、36の6から36の8まで、38の4、48の2、36の1の先、36の4の先、36の6の先、36の7の先、36の8の先、38の4の先、46の先、48の2の先	189.5 m	最小 15.1 最大 17.7 m	綴喜都市計 画道路事業



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第636号	令 6. 3. 25	京都府乙 訓土木事 務所	長岡京市今 里樋ノ尻14 の3、今里 川原14の3 の一部、市 有地	18.0 m	最小 4.4 最大 4.4 m



建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 6. 3. 22	福井 肇	二級建築士	第7990号	第2号該当



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 宇治市槇島町中川原52の5、53の1
 （関連区域）
 宇治市槇島町中川原52の2の一部、52の3の一部、52の4の一部、54の2の一部、54の3の一部、54の4の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 宇治市槇島町吹前97の9
 株式会社 A R A K A W A c o r p o r a t i o n
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 京田辺市同志社山手一丁目3
 （関連区域）
 京田辺市同志社山手一丁目100の一部、二丁目101の一部、102の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 京都市北区平野東柳町36の6
 上嶋 一豪
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 相楽郡精華町精華台三丁目12の4、12の5、12の6の一部
 （関連区域）
 相楽郡精華町精華台七丁目105の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 東京都千代田区飯田橋二丁目18の2
 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
- 4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

舞鶴市字七日市小字清水田423の一部、424の一部、小字中丁430の一部、433の9、433の14から433の17まで、433の19の一部、市有地
 (関連区域)

舞鶴市字七日市小字中丁433の19の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

舞鶴市字七日市387の6

株式会社住建ネット

綾部市市民センター	同西町三丁目南大坪39番地の10	令 2. 6. 23
綾部市地域交流センター	同青野町西馬場下35番地の1	ろ 6. 3. 14

に改める。

府 議 会

1 府議会定例会の開閉

令和6年2月14日に招集された2月府議会定例会は、令和6年3月22日閉会した。

2 意見書

令和6年3月22日次の意見書を可決した。

- (1) 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書
- (2) 若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第22号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月5日

京都府選挙管理委員会
 委員長 多 賀 久 雄

表綾部市の項中「宮代町前田20番地」を「宮代町前田20番地の5」に、「西町1丁目4番地の1」を「西町一丁目49番地の1」に改め、

下八田共同集会所	同下八田町角田49番地	ろ 10. 7. 30
----------	-------------	-------------

を削り、

綾部市市民センター	同西町三丁目南大坪39番地の10	令 2. 6. 23
-----------	------------------	------------

を